

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（○○）第●●号、平成●●年（○○）第●●号 所得税更正処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国（渋谷税務署長）

平成26年3月6日棄却・不受理・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成23年12月20日判決、本資料261号-247・順号11837）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成23年6月14日判決、本資料261号-111・順号11701）

### 決 定

上告人兼申立人 甲

同訴訟代理人弁護士 大塚 正民

被上告人兼相手方 国

同代表者法務大臣 谷垣 穎一

同指定代理人 森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成26年3月6日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 山浦 善樹

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。